

議第79号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定めようとする。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
<p>(その他) 第十二条</p> <p>この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。</p>	<p>(その他) 第十二条 <u>組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u></p> <p><u>2</u> この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。</p>

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。